

温家宝中国国務院総理の訪日 (日中首脳会談における環境分野の対話)

平成19年6月11日
環境省地球環境局環境協力室

温家宝中国国務院総理が4月11日から13日まで日本を訪問し、4月11日に安倍総理との間で、約1時間40分にわたり日中首脳会談を実施。

会談後に日中共同プレス発表を発出するとともに、環境保護協力の強化に関する共同声明に両国外相が署名。

<会談概要> (環境関連部分)

2. 「戦略的互惠関係」 (⇒別添1 日中共同プレス発表4. 参照)

双方は、以下の共通認識に達した。

(1) 「戦略的互惠関係」の基本精神 (ポイント)

日中両国がアジア及び世界に対して厳粛な責任を負うとの認識の下、アジア及び世界に共に貢献する中で、お互い利益を得て共通利益を拡大し、日中関係を発展させること。

(2) 「戦略的互惠関係」の基本的な内容 (概要)

②エネルギー、環境、金融、情報通信技術、知的財産権保護等互惠協力を深化させる。

4. 互惠協力の強化 (⇒別添1 日中共同プレス発表5. (2) 参照)

(1) エネルギー・環境 第一回エネルギー閣僚政策対話の開催を歓迎。エネルギー分野の協力推進で一致。安倍総理より、温室効果ガス排出削減と2013年以降の実効的な枠組みの構築の重要性を強調し、日中間で協力することで一致。また、双方は、日中緑化基金による植林活動の支持で一致。

(3) トキ 温家宝総理から二羽のトキを提供する旨表明し、安倍総理より高く評価。

<環境保護協力強化に関する共同声明> (⇒別添2 参照)

水質汚濁防止、循環型社会の構築、大気汚染防止、気候変動対策、酸性雨・黄砂対策、海洋漂着ゴミの防止などの分野における協力の強化について一致。

日中共同プレス発表

1. 温家宝中華人民共和国国務院総理は、日本国政府の招待に応じ、2007年4月11日から13日まで公賓として日本を公式訪問した。温家宝総理は、日本滞在中、安倍晋三内閣総理大臣と会談を行った。また、天皇陛下に謁見し、国会において演説を行い、日本の各界の人々と幅広く接触を行う。
2. 日中双方は、日中共同声明、日中平和友好条約及び日中共同宣言の諸原則を引き続き遵守することを確認した。
3. 双方は、歴史を直視し、未来に向かい、両国関係の美しい未来を共に切り開くことを決意した。
台湾問題に関し、日本側は、日中共同声明において表明した立場を堅持する旨表明した。
4. 双方は、2006年10月の安倍総理訪中の際に双方が発表した「日中共同プレス発表」に基づき、「共通の戦略的利益に立脚した互惠関係」（以下「戦略的互惠関係」という。）の構築に努力し、また、日中両国の平和共存、世代友好、互惠協力、共同发展という崇高な目標を実現することを再確認するとともに、「戦略的互惠関係」の構築に関し、以下の共通認識に達した。
 - (1) 「戦略的互惠関係」の基本精神は、以下のとおりである。

日中両国が、アジア及び世界の平和、安定及び発展に対して共に建設的な貢献を行うことが、新たな時代において両国に与えられた厳粛な責任である。このような認識の下、日中両国は、将来にわたり、二国間、地域、国際社会等様々なレベルにおける互惠協力を全面的に発展させ、両国、アジア及び世界のために共に貢献し、その中で互いに利益を得て共通利益を拡大する。そのことにより、両国関係を新たな高みへと発展させていく。
 - (2) 「戦略的互惠関係」の基本的な内容は、以下のとおりである。
 - (イ) 平和的発展を相互に支持し、政治面の相互信頼を増進する。両国のハイレベルの往来を維持し強化する。それぞれの政策の透明性の向上に努める。両国の政府、議会、政党間の交流と対話を拡大し深化させる。

(ロ) 互惠協力を深化させ、共同発展を実現する。エネルギー、環境保護、金融、情報通信技術、知的財産権保護等の分野における協力を強化し、協力のメカニズムを充実させ整備する。

(ハ) 防衛分野における対話及び交流を強化し、共に地域の安定に向け力を尽くす。

(ニ) 人及び文化の交流を強化し、両国民の相互理解及び友好的感情を増進する。両国の青少年、メディア、友好都市、民間団体の間の交流を幅広く展開し、多種多様な文化交流を展開する。

(ホ) 協調と協力を強化し、地域及び地球規模の課題に共に対応する。北東アジアの平和と安定の維持に共に力を尽くし、朝鮮半島の核問題を対話を通じて平和的に解決することを堅持し、朝鮮半島の非核化という目標を実現する。国際連合が安保理改革を含め必要で合理的な改革を行うことに賛成する。ASEANが東アジアの地域協力において重要な役割を果たすことを支持し、共に開放性、透明性、包含性の三つの原則の基礎の上に東アジアにおける地域協力を促進する。

5. 双方は、「戦略的互惠関係」の構築のため具体的な協力を行うことを決定し、以下の成果を得た。

(1) 対話と交流の強化・相互理解の増進

(イ) 首脳レベルの交流

両国の指導者は、頻繁な往来を維持するとともに、国際会議の場において引き続き頻繁に会談を行う。

(ロ) 日中ハイレベル経済対話

両総理は、立上げ会合に共に出席し、同対話を立ち上げることとし、それぞれ麻生太郎外務大臣及び曾培炎副総理を同対話の共同議長に指名し、対話の構成及び任務を明確にし、両国の経済及び経済面における両国の協力の世界経済に対する重要性を確認し、年内に北京において第一回会合を行うことで一致した。

(ハ) 外交当局間の対話

双方は、両外相が二国間問題及び共に関心を有する地域・国際問題について緊密な協力を維持することを確認し、日中戦略対話、日中安全保障対話、日中経済パートナーシップ協議、国連改革に関する日中協議、アフリカに関する日中協議、日中外務報道官協議等、幅広い分野に及ぶ様々なレベルの対話を強化していくことを確認した。

(二) 防衛交流

中国国防部長は招待に応じ本年秋に訪日する。双方は、中国海軍艦艇の訪日、その後の日本国海上自衛隊艦艇の訪中を早期に実現することで一致した。また、両国の防衛当局間の連絡メカニズムを整備し、海上における不測の事態の発生を防止する。

(ホ) 人的往来及び青少年交流

中国側は、虹橋空港と羽田空港との間の定期的な国際旅客チャーター便の開設に同意した。

双方は、日中国交正常化35周年に合わせ、日本からの直行便を有する中国の19の都市に、総計2万人規模の訪問団を派遣するなどの計画を共に実施する。

また、日本側より、「21世紀東アジア青少年大交流計画」に基づき、今後5年間、中国の高校生を日本に大きな規模で招きたい旨表明し、中国側はこれを歓迎した。双方は、両国の青少年の大規模交流計画を双方向で実施することで一致した。

(ヘ) 文化交流

双方は緊密に協力し、日中文化スポーツ交流年が積極的な成果を得ることを確保する。双方は、互いに相手国の首都に文化センターを開設することにつき一致した。

(2) 互惠協力の強化

(イ) エネルギー・環境協力

双方は、「環境保護協力の一層の強化に関する共同声明」の発表を歓迎し、日中双方の地球規模環境問題に対する真摯な取組を確認するとともに、渤海、黄海区域及び長江流域等重要な水域における水質汚濁防止、循環型社会の構築、大気汚染防止、気候変動対策、海洋漂流ゴミ防止、酸性雨及び黄砂対策等の協力を重点的に展開していくことで一致した。

双方は、第一回エネルギー閣僚政策対話の開催及び日中間のエネルギー分野における協力強化に関する共同声明の発表を歓迎し、省エネルギー・環境ビジネス推進モデルプロジェクトを始め、省エネ、石炭、原子力等のエネルギー分野や、アジア地域における省エネルギーの推進など多国間の枠組みにおける両国の協力を重点的に強化していくことで一致した。

双方は、日中民間緑化協力委員会の活動を支持し、日本の民間団体などによる中国での植林協力事業を一層促進すること、また、持続可能な森林経営にも両国が協力して取り組んでいくことを確認した。

(ロ) 農業協力

双方は、農業分野での協力を積極的に展開していくことで一致した。中国側は、中国の検疫基準に合致する日本産米の輸入に同意し、日本側はこれを歓迎した。双方は、双方の農産物の輸出問題について、引き続き積極的に協議を行っていくこととした。

(ハ) トキ

中国側は、日本に二羽のトキを提供することに同意し、日本側は謝意を表明した。双方は、トキ保護に関する協力を展開することで一致した。

(ニ) 医薬品分野における協力

双方は、新型インフルエンザ対策及びがん対策を重点とする日中医学協力構想を推進していくことで一致した。日本側は、がん対策の協力について、官民の関係者からなるミッションを早期に中国に派遣して交流を行う旨伝達し、中国側はこれを歓迎した。

(ホ) 知的財産権

双方は、相互尊重、互恵で双方が利益を得るとの基礎の上に、知的財産権分野における対話と協力を強化し、知的財産権の運用及び保護の水準を不断に高め、もって日中間の経済面での協力を円滑に発展させていくことで一致した。

(ヘ) 中小企業博覧会

日本側は、要請に応じ、9月に広州にて開催される中小企業博覧会について主賓国として中国側と共同で同博覧会を主催することに同意した。

(ト) 情報通信技術分野における協力

双方は、次世代移動通信及び次世代ネットワーク等の情報通信分野における協力を一層強化し推進していくことで一致した。

(チ) 金融分野における協力

双方は、金融及び金融監督の分野における協力関係を一層強化していくことで一致した。

(リ) 刑事司法分野における協力

双方は、日中間の刑事司法分野における協力関係を強化していく重要な一環として、日中刑事共助条約締結交渉の年内実質合意に向け努力していくことで一致した。双方は、また、日中犯罪人引渡条約及び受刑者移送条約の締結に関する事項についての協議を引き続き推進することによって一致した。

(3) 地域・国際社会における協力

(イ) 国連改革

双方は、国連改革問題について対話と意思疎通を強化し、共通認識を増やすべく努力することによって一致した。中国側は、日本が国際社会で一層大きな建設的役割を果たすことを望んでいる。

(ロ) 六者会合における協力

双方は、六者会合の2005年9月19日の共同声明に従って六者会合プロセスを推進し、対話と協議を通じて、朝鮮半島の非核化を実現し、北東アジア地域の平和と安定を維持するため、共に協力して力を尽くすことを再確認した。また、双方は、2007年2月13日に六者会合が達成した「初期段階の措置」に関する共同文書を六者が共に努力して全面的に実施すべきであるとの認識で一致した。日本側は、拉致問題を含む日朝間の懸案事項を解決し、日朝国交正常化交渉を進める方針を説明した。中国側は、日本国民の人道主義的関心に対して理解と同情を示し、この問題の早期解決を希望するとともに、日朝関係が進展することへの期待を表明し、このため必要な協力を提供したい旨表明した。

(ハ) 投資交流

双方は、実務的で共に利益を得る日中韓投資協定の早期合意及び日中韓ビジネス環境改善行動アジェンダの策定のため然るべく努力していくことで一致した。

(ニ) 経済協力

双方は、2008年に終了する日本の対中円借款が、中国の経済建設及び経済面での日中協力を積極的に果たしたとの認識で一致し、中国側はこのことに対して感謝の意を表明した。双方は、協力して第三国に援助を提供する問題について対話を行うことによって一致した。

6. 双方は、東シナ海問題を適切に処理するため、以下の共通認識に達した。

- (1) 東シナ海を平和・協力・友好の海とすることを堅持する。
- (2) 最終的な境界画定までの間の暫定的な枠組みとして、双方の海洋法に関する諸問題についての立場を損なわないことを前提として、互恵の原則に基づき共同開発を行う。
- (3) 必要に応じ、従来よりハイレベルの協議を行う。
- (4) 双方が受入れ可能な比較的広い海域で共同開発を行う。
- (5) 協議のプロセスを加速させ、本年秋に共同開発の具体的方策につき首脳に報告することを目指す。

7. 双方は、「中国における日本の遺棄化学兵器に関する日中連合機構」の設立に対して歓迎の意を表明した。また、日本側は、中国側の提案を踏まえ、廃棄のプロセスを加速するため、移動式処理設備を導入して作業を進めていくことを表明し、中国側はこれを歓迎した。

8. 中国側は、温家宝総理の日本訪問期間中における日本側の心のこもった友好的な接遇に対し、感謝の意を表明した。

2007年4月11日 東京にて発表した。

(了)

日本国政府及び中華人民共和国政府による
環境保護協力の一層の強化に関する共同声明

日本国政府及び中華人民共和国政府（以下「双方」という。）は、

環境問題の地域性及び地球規模性、特に東アジア地域の環境問題の緊迫性及び重要性並びに両国が環境分野で直面する挑戦を認識し、

環境問題の解決には、社会経済の発展に関するマクロ政策を合わせて、全体的に考慮するとともに総合的に協調を図ることが必要であると認識し、

2002年の持続可能な開発に関する世界首脳会議において発表された「持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言」に従い、

環境保護分野における協力の展開が両国の利益に合致するものであること、日中の戦略的互惠関係の構築に助力すること、東アジア地域及び世界の持続可能な開発を推進することに有益であることを確信し、

以下の分野における協力を一層強化していくことで一致した。

- 一、 飲用水源地保護を強化し、河川・湖沼・海洋・地下水の汚染を防止し、特に渤海・黄海区域及び長江流域などの重要水域における水質汚濁防止について協力を実施する。
- 二、 循環経済の理念を積極的に推進し、青島などの循環経済実験区モデルを建設・拡充し、廃棄物の減量化・再生利用及び資源化を全力で実施し、廃棄物回収・再生利用基準の研究の協力をを行い、企業環境保護監督員制度において協力を行う。
- 三、 大気汚染物質の排出抑制、特に二酸化硫黄の排出削減及び黄砂の防止のため、日中間の酸性雨及び黄砂モニタリング・ネットワーク整備計画を有効に実施し、その予期される成果の地域環境協力への活用を実施し、石炭火力発電所の脱硫・脱硝等の技術移転及び協力を実施する。
- 四、 「気候変動に関する国際連合枠組条約」及びその「京都議定書」の枠組みの下で、改めて、双方は「共通に有しているが差異のある責任」の原則に基づき、国際的な協力を通じて気候変動問題の解決に関する努力を行うという政治的決意を表明する。双方は、上述の条約及び議定書の原則及び規定に基づき、2013年以降の実効的な枠組みの構

築に関する過程に積極的に参加する。双方は、クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップにおける協力及び協議を強化し、実務的協力を推進し、「京都議定書」の下でのクリーン開発メカニズムプロジェクトの協力を引き続き行う。

- 五、 残留性有機汚染物質（POPs）を含む有害化学物質のモニタリング及び管理政策に関する交流と協力を共同で実施し、廃棄物、特に電気・電子廃棄物及び有害廃棄物の輸出入管理と検査検疫についての協力メカニズムを構築し、情報交換及び処理・処置技術協力を強化し、廃棄物の違法越境移動及び海洋漂流ゴミの越境汚染を共同で防止する。
- 六、 双方は、「日中民間緑化協力委員会」などの機構が中国の造林及び緑化に果たしている重要な役割を積極的に評価し、同委員会の植林及び造林分野における活動を一層推進し、支持するとともに、持続可能な森林経営に協力して取り組んでいく。
- 七、 双方は、日中韓三カ国環境大臣会合、北東アジア地域環境協力、北西太平洋地域海行動計画、東アジア酸性雨モニタリング・ネットワーク、ASEAN+3等の地域環境協力メカニズムの協力を積極的に推進し、本地域の持続可能な開発を促進する。
- 八、 公衆の環境意識が、環境保護事業において重要な役割を果たすことを確認し、持続可能な開発と環境保護に関する普及啓発・教育への協力を積極的に展開し、環境科学知識の普及、公衆の意識の啓発、環境に関する普及啓発・教育に携わる関係者及び組織の能力の強化、普及啓発・教育方法を充実させることに重点を置いて取り組む。
- 九、 日中環境保護合同委員会が両国の環境保護協りに重要な役割を果たしており、本協力メカニズムの協調効果を発揮し、本メカニズムの下での協力と政策対話を強化することを確認した。日中環境協力総合フォーラムが果たしてきた重要な役割を積極的に評価し、この基礎の上に、両国の学界、企業及び民間人が両国の環境保護に関する協力活動に積極的に参加することを奨励し、技術交流及び技術移転において注意が払われるべき知的財産権の利用及び保護を重視する。
- 十、 日中友好環境保全センターの両国の環境保護協力における窓口及び架け橋としての役割をより一層発揮させ、両国の環境保護技術の移転及び協力のプラットフォームとし、先進的環境技術の移転及び研究開発協力を推進する。

上述の協力は双方の関係部門での更なる協議を通じて、具体的に実施していくこととした。